（証券コード　3903）
平成27年７月13日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿四丁目34番７号
株式会社ｇｕｍｉ
代表取締役社長　國光　宏尚

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年７月28日（火曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年７月29日（水曜日）午前10時00分

２．場　　所　東京都新宿区西新宿六丁目13番１号
住友不動産新宿セントラルパークビル１階
ベルサール新宿セントラルパーク　イベントホール
（末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第８期（平成26年５月１日から平成27年４月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第８期（平成26年５月１日から平成27年４月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

・株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申しあげます。

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

・議決権の代理行使を行う場合は、当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://ir.gu3.co.jp/meeting/）に掲載することにより開示しております。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、添付書類記載のもののほか、上記連結注記表及び個別注記表が含まれております。

・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://ir.gu3.co.jp/meeting/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年５月１日から
平成27年４月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景に円安・株高が進行し、個人消費や企業業績の一部に持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような事業環境の下、当社グループはネイティブアプリサービス及びパブリッシングサービスに経営資源を集中し、またブラウザゲームサービスについては安定した運用を行ってまいりました。

ネイティブアプリサービスにおいては、平成25年７月にリリースした「ブレイブ フロンティア」が当連結会計年度において、日本語版・海外言語版ともに大きく躍進しました。特に海外言語版に関しては、現地の嗜好や通信環境を踏まえた徹底したローカライズや適切なマーケティング等によるユーザー獲得を行ったことが成功の要因となりました。

また、新規タイトルの創出にも注力し、株式会社Fuji&gumi Gamesと共同開発した第一弾タイトル「ファントム オブ キル」を平成26年10月にリリースし、同タイトルは当社グループを代表するタイトルに成長しました。

パブリッシングサービスにおいても、「ブレイブ フロンティア」海外言語版の展開によって培ったローカライズ力と海外拠点を通じたグローバルなコンテンツ配信網を活用することにより、他社のヒットタイトルを複数本リリースし、堅調に推移しました。またブラウザゲームサービスにおいては、安定した運用を行ってまいりましたが、業界環境の変化に伴いネイティブアプリへのシフトの早期化が必要であると判断し、平成27年４月末にてブラウザゲーム３タイトルの運営を他社へ移管することを決定しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は27,534百万円（前連結会計年度比146％増）、営業利益は416百万円（前連結会計年度は営業損失102百万円）、経常利益は234百万円（前連結会計年度は経常損失168百万円）、当期純利益は191百万円（前連結会計年度は当期純損失184百万円）となりました。

なお、当社グループはモバイルオンラインゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の主な資金調達は以下のとおりです。

① 第三者割当増資により、8,330,556千円の資金調達を行いました。

② 東京証券取引所への株式上場に伴う公募増資により、4,702,500千円の資金調達を行いました。

③ 金融機関から運転資金に係る借入金として3,700,000千円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① ゲームラインナップの充実

当社グループは、魅力的なゲームコンテンツを継続して提供していくことが、事業の安定的な成長につながると考えております。このため、ユーザーのニーズを汲み取った新規ゲームコンテンツの投入に加え、既存ゲームコンテンツの運用の最大化を継続的に実施することが重要な課題であると考えております。特に、新規ゲームコンテンツの投入につきましては、今後も引き続き対象ユーザーを年齢や嗜好等でセグメント分けし、それぞれのニーズに対応した魅力あるゲームコンテンツをバランス良く提供することで、ラインナップの充実を図ってまいります。

② ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。当社グループでは、テレビ、インターネット等の媒体を含む各種メディアへの広告出稿及びイベント等への参加を通じてユーザー獲得のための施策を継続的に実行しておりますが、過大な広告出稿はユーザー獲得単価の高止まりに繋がる恐れがあります。従って当社グループでは、ゲームコンテンツ毎の広告出稿に関する費用対効果を分析、把握した上で、今後も積極的かつ効果的な広告出稿を実行し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

③ システム技術・インフラの強化

当社グループが提供するゲームコンテンツは、スマートフォン／タブレット端末を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びスマートフォン／タブレット端末の技術革新への対応が重要な課題であると考えております。これに対し、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及

び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて他社が提供するサービスを利用し、技術革新にも迅速に対応できる開発体制作りに努めてまいります。

④　海外市場への展開

当社グループは、国内のみならず、モバイルオンラインゲーム市場の拡大が見込まれる海外市場にいち早く良質なゲームコンテンツを提供することが重要な課題であると考えております。現在も当社グループにて開発した良質なゲームコンテンツに加え、海外拠点を通じて他社が開発費を負担したゲームコンテンツの海外展開(パブリッシングサービス)を実現させております。当社グループでは、今後もより一層の事業拡大を実現させるべく、事業拡大に応じた内部体制の更なる強化、人員の確保及び育成を行い海外市場への更なる展開を行ってまいります。

⑤　優秀な人材の確保

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社グループの企業風土にあった国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階にあわせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキル向上を図ってまいります。

⑥　コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、今後当社グループの事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑦　消費者の安全性の確保

当社グループは、オンラインゲームをとりまく環境が大きく変化する中で、ユーザーが安心安全に利用できる環境を構築することが重要な課題であると考えております。当社は、一般社団法人日本オンラインゲーム協会に加盟し、各種法令のみならず消費者保護の観点から業界各社との連携や情報交換を図りながら、継続的にユーザーが安心して楽しめる健全な環境の構築を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 平成24年４月期	第 6 期 平成25年４月期	第 7 期 平成26年４月期	第 8 期 (当連結会計年度) 平成27年４月期
売上高	－千円	5,515,665千円	11,192,848千円	27,534,936千円
経常利益 又は経常損失(△)	－千円	△1,188,318千円	△168,989千円	234,262千円
当期純利益 又は当期純損失(△)	－千円	△1,343,501千円	△184,563千円	191,224千円
１株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	－円	△83.89円	△10.83円	7.36円
総資産	－千円	2,874,969千円	5,531,670千円	23,658,356千円
純資産	－千円	1,668,168千円	3,497,481千円	16,801,640千円
１株当たり純資産額	－円	91.62円	171.99円	575.74円

(注) １．当社は、平成26年８月１日付で株式分割（１株を500株に分割）を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益または当期純損失（△）を算定しております。
２．当社は、第６期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 平成24年４月期	第 6 期 平成25年４月期	第 7 期 平成26年４月期	第 8 期 (当事業年度) 平成27年４月期
売上高	4,579,540千円	5,510,575千円	11,183,342千円	27,513,192千円
経常利益 又は経常損失(△)	856,429千円	△1,124,203千円	△344,878千円	△152,500千円
当期純利益 又は当期純損失(△)	608,085千円	△1,266,487千円	△317,983千円	△90,255千円
１株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	21,461.88円	△79.08円	△18.66円	△3.48円
総資産	3,632,636千円	3,113,797千円	5,493,696千円	23,211,507千円
純資産	2,963,603千円	1,693,734千円	3,277,518千円	16,235,400千円
１株当たり純資産額	86,483.48円	93.76円	165.19円	559.56円

(注) １．当社は、平成26年８月１日付で株式分割（１株を500株に分割）を行っておりますが、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益または当期純損失（△）を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成27年４月30日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社gumi West	25,000千 円	100.0 %	モバイルオンラインゲームの開発・運用
株式会社Fenris	5,000千 円	100.0 %	同上
株式会社エイリム	100,745千 円	50.9 %	同上
gumi Korea,Inc.	960,000千 ウォン	100.0 %	同上
gumi Asia Pte.Ltd.	2,000千 シンガポールドル	100.0 %	同上
gumi America, Inc.	525千 米ドル	100.0 %	同上
gumi Europe SAS	300千 ユーロ	100.0 %	同上
谷米信息技術(上海)有限公司	1,000千 米ドル	90.0 (90.0) %	同上
台灣谷米數位科技有限公司	10,000千 台湾ドル	100.0 %	同上
gumi Canada, Inc.	300千 カナダドル	100.0 %	同上
gumi Sweden AB	2,000千 スウェーデン・クローナ	100.0 %	同上
gumi Germany GmbH	240千 ユーロ	100.0 %	同上
香港谷米有限公司	1,200千 米ドル	90.0 %	有価証券の保有
gumi Hong Kong Ltd.	320千 米ドル	100.0 %	同上
株式会社veacon	5,000千 円	100.0 %	ゲーム関連のオンライン動画コンテンツ制作・配信
株式会社gumi ventures	355,000千 円	100.0 %	投資事業及び投資ファンドの運営

（注）１．当社の出資比率欄の（ ）内は、間接所有割合を内数で表示しております。

(7) 主要な事業内容（平成27年４月30日現在）

事　　業	事　　業　　内　　容
モバイルオンラインゲーム事業	モバイルオンラインゲームの開発・運用

(8) 主要な事業所（平成27年４月30日現在）

① 当社

本　　社	東京都　新宿区

② 子会社

株式会社ｇｕｍｉ　Ｗｅｓｔ	福岡県　福岡市博多区
株式会社Ｆｅｎｒｉｓ	東京都　新宿区
株式会社エイリム	東京都　新宿区
ｇｕｍｉ　Ｋｏｒｅａ，Ｉｎｃ．	韓国　ソウル市
ｇｕｍｉ　Ａｓｉａ　Ｐｔｅ．Ｌｔｄ．	シンガポール　シンガポール市
ｇｕｍｉ　Ａｍｅｒｉｃａ，　Ｉｎｃ．	米国　カリフォルニア州
ｇｕｍｉ　Ｅｕｒｏｐｅ　ＳＡＳ	フランス　パリ市
谷米信息技術（上海）有限公司	中国　上海市
台灣谷米數位科技有限公司	台湾　台北市
ｇｕｍｉ　Ｃａｎａｄａ，　Ｉｎｃ．	カナダ　ブリティッシュコロンビア州
ｇｕｍｉ　Ｓｗｅｄｅｎ　ＡＢ	スウェーデン　ストックホルム市
ｇｕｍｉ　Ｇｅｒｍａｎｙ　ＧｍｂＨ	ドイツ　ベルリン市
株式会社ｖｅａｃｏｎ	東京都　新宿区
株式会社ｇｕｍｉ　ｖｅｎｔｕｒｅｓ	東京都　新宿区

(9) 使用人の状況（平成27年４月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
898名（17）	263名増

（注）１．使用人は、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり（ ）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

２．使用人数が前期末と比べて263名増加しましたのは、主に海外拠点において業務を拡大させたことに伴うものであります。

３．使用人数には、平成27年４月30日開催の取締役会において決議した希望退職予定者64名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
259名（7）	32名増	33歳10ヶ月	２年1ヶ月

（注）１．使用人は、正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり（ ）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

２．使用人数には、平成27年４月30日開催の取締役会において決議した希望退職予定者47名を含んでおります。

(10) 主要な借入先（平成27年４月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	2,750,000千円
株式会社みずほ銀行	1,000,000千円
株式会社新生銀行	500,000千円

２．会社の株式に関する事項（平成27年４月30日現在）

（1）発行可能株式総数　98,878,000株
（2）発行済株式の総数　29,014,500株
（3）株主数　17,459名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
國光宏尚	2,924,500株	10.08%
ＬＩＮＥ株式会社	2,445,000株	8.43%
ＷｉＬ　Ｆｕｎｄ　Ｉ，Ｌ．Ｐ．	2,079,000株	7.17%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	1,401,000株	4.83%
ＮＥＸＴ　ＢＩＧ　ＴＨＩＮＧ株式会社	1,400,000株	4.83%
株式会社セガネットワークス	823,000株	2.84%
株式会社ＳＢＩ証券	616,600株	2.13%
株式会社アイスタイル	490,000株	1.69%
株式会社サン・クロレラ	393,200株	1.36%
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合	370,000株	1.28%

（注）１．自己株式は所有しておりません。

（5）その他株式に関する重要な事項

① 発行可能株式総数

平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に分割したことに伴い、発行可能株式総数が98,878,000株に増加しております。

② 発行済株式の総数

１．平成26年６月６日及び平成26年７月４日に実施した第三者割当増資に伴い新株式を8,238株発行し、発行済株式の総数は49,439株となりました。

２．平成26年７月14日に取得請求権付株式の引換に新株式を3,850株発行し、平成26年７月15日に取得請求権付株式を3,850株消却しました。

３．平成26年８月１日付で普通株式１株を500株に分割したことに伴い、発行済株式の総数が24,719,500株となりました。

４．平成26年９月24日に実施した第三者割当増資に伴い新株式を

2,445,000株発行し、発行済株式の総数は27,164,500株となりました。

5．平成26年12月17日に東京証券取引所への株式上場に伴う公募増資により新株式を1,500,000株発行し、発行済株式の総数は28,664,500株となりました。

6．平成26年12月25日及び平成26年12月26日に新株予約権が行使されたことに伴い新株式を350,000株発行し、発行済株式の総数は29,014,500株となりました。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年４月30日現在）

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	平成23年10月31日	平成24年4月26日	平成25年8月26日
新株予約権の数	330個	200個	225個
目的となる株式の種類及び数	普通株式165,000株	普通株式100,000株	普通株式112,500株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
行使時1株当たりの払込金額	100円	600円	600円
権利行使期間	自平成25年11月２日 至平成33年７月21日	自平成24年４月28日 至平成34年３月15日	自平成25年８月28日 至平成35年４月30日
行使条件	（注）2	（注）2	（注）2
役員の保有状況（注）1	取締役1名	取締役1名	取締役1名

	第11回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日	平成26年2月19日	平成26年9月5日
新株予約権の数	225個	120個
目的となる株式の種類及び数	普通株式112,500株	普通株式60,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償
行使時1株当たりの払込金額	714円	1,362円
権利行使期間	自平成26年２月21日 至平成35年11月20日	自平成26年９月７日 至平成36年５月27日
行使条件	（注）2	（注）2
役員の保有状況（注）1	取締役1名	取締役2名 （各60個）

（注）１.社外役員分は含まれておりません。

２.新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社

の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④ 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権者は、当社の株式が東京証券取引所に上場後、６ヶ月を経過した後、行使することができる。また、第９回については平成27年８月28日、第11回については平成28年２月21日、第13回について平成28年９月７日を経過した後、段階的に行使することができる。

⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日	平成26年9月5日	平成26年9月5日
新株予約権の数	1,005個	275個
目的となる株式の種類及び数	普通株式502,500株	普通株式137,500株
新株予約権の払込金額	無償	無償
行使時1株当たりの払込金額	1,362円	1,362円
権利行使期間	自平成26年９月７日 至平成36年５月27日	自平成26年10月３日 至平成36年５月27日
行使条件	（注）1	（注）1
使用人への交付状況	10名	1名
子会社の役員及び使用人への交付状況	14名	1名

（注）１.新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④ 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権者は、当社の株式が東京証券取引所に上場後、６ヶ月を経過した後、行使することができる。また、第９回については平成27年８月28日、第11回については平成28年２月21日、第13回について平成28年９月７日を経過

した後、段階的に行使することができる。

⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

（3）その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（平成27年４月30日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
國光宏尚	代表取締役社長	株式会社エイリム　取締役 gumi Korea,Inc.　代表理事 gumi Asia Pte. Ltd.　Director gumi Europe SAS　President gumi Canada,Inc.　Director gumi Sweden AB　Director gumi Germany GmbH　Director 株式会社veacon　代表取締役社長
川本寛之	取締役	株式会社エイリム　取締役 株式会社Fenris　代表取締役社長 gumi America,Inc.　Director 株式会社gumi ventures　代表取締役社長
三川剛	取締役	台灣谷米數位科技有限公司　董事長
山口真	取締役	株式会社フジテレビジョン　コンテンツ事業局長
梅田裕一	常勤監査役	
池川穣治	監査役	池川公認会計士事務所　代表 株式会社青山トラスト会計社　取締役
鈴木学	監査役	西村あさひ法律事務所　パートナー 株式会社地域経済活性化支援機構　常務取締役

（注）１．取締役山口真氏は、社外取締役であります。
２．監査役梅田裕一氏、池川穣治氏及び鈴木学氏は、社外監査役であります。
３．監査役池川穣治氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、池川穣治氏、鈴木学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
５．監査役鈴木学氏は、平成27年６月29日付で株式会社地域経済活性化支援機構の常務取締役を退任しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
青　柳　直　樹	平成26年10月31日	辞任	社外取締役 グリー株式会社 取締役執行役員常務

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	3名 （0名）	87,666千円 （0円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	17,700千円 （17,700千円）
合計 （うち社外役員）	6名 （3名）	105,366千円 （17,700千円）

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成26年７月31日開催の第７回定時株主総会において年額200百万円以内と決議頂いております。
２．監査役の報酬限度額は、平成26年７月31日開催の第７回定時株主総会において年額40百万円と決議頂いております。
３．社外取締役については、報酬を支払っておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

１．取締役山口真氏は、株式会社フジテレビジョンのコンテンツ事業局長であります。同社の親会社である株式会社フジ・メディア・ホールディングスは、当社発行済株式総数の4.83％を有する株主であります。

２．監査役池川穣治氏は、池川公認会計士事務所の代表及び株式会社青山トラスト会計社の取締役であります。当社との間に取引その他の関係はありません。

３．監査役鈴木学氏は、西村あさひ法律事務所のパートナーであります。西村あさひ法律事務所は当社の顧問弁護士事務所でありますが、西村あさひ法律事務所との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。また、同氏は株式会社地域経済活性化支援機構の常務取締役でありましたが、平成27年６月29日付で同社の常務取締役を退任しております。なお、当社との間に取引その他の関係はありません。

４．平成26年10月31日付で退任した取締役青柳直樹氏は、グリー株式会社の取締役執行役員常務であります。同社は、当社事業において競業関係にあり、当社発行済株式総数の0.47％を有する株主であります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役 山　口　　真	平成26年７月31日就任以降、当事業年度に開催された取締役会24回のうち20回出席いたしました。主に事業会社を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っておりました。
監　査　役 梅　田　裕　一	当事業年度に開催された取締役会30回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。主に出身分野である金融業界を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っておりました。
監　査　役 池　川　穣　治	当事業年度に開催された取締役会30回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。主に公認会計士として培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っておりました。
監　査　役 鈴　木　　学	当事業年度に開催された取締役会30回のうち29回出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に弁護士として培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っておりました。
取　締　役 青　柳　直　樹	当事業年度において、平成26年10月31日退任までに開催された取締役会13回のうち13回出席いたしました。主に事業会社を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っておりました。

（注）１．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のうち、gumi Asia Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、コンフォートレターに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当社の会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、または当社の会計監査人について、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社の取締役会は監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。

(2) 毎月１回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。

(3) 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。

(4) 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。

(5) 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。

(6) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。

(7) 反社会的勢力･団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。

(8) 使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。

(2) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、ジェネラルアフェアーズがリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。

(2) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限基準」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。

(2) 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能にする。

(3) 経営会議を毎週開催し、業務の詳細な事項について討議するとともに、各種の問題を検討し、経営判断的観点から適正かつ効率的な処理を図り、重要な事項については常勤役員会及び取締役会に報告する。

(4) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。

(5) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

5．当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の関係会社については、「関係会社管理規程」により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。

(2) 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。

(3) 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備する。

(4) 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。

(5) 当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

(2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役の報告義務

① 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

② 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
・業績及び業績見通しの内容
・内部監査の内容及び結果
・内部通報制度に基づく情報提供の状況
・行政処分の内容
・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査役に直接報告をすることができる。

① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

② 重大な法令または定款違反事実

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役、会計監査人、監査室等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(2) 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

(3) 監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月30日開催の当社取締役会の決議（同年５月１日施行）により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

連結貸借対照表

（平成27年４月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	20,546,878	流動負債	5,011,605
現金及び預金	17,850,400	買掛金	766,360
売掛金	2,394,401	短期借入金	1,500,000
前払費用	105,247	一年内返済予定の長期借入金	1,000,000
未収入金	37,630	未払金	1,029,055
繰延税金資産	51,985	未払費用	52,377
その他	107,214	未払法人税等	372,513
		未払消費税等	240,969
固定資産	3,111,477	預り金	38,057
有形固定資産	339,784	繰延税金負債	407
建物	194,578	その他	11,863
工具、器具及び備品	145,206	固定負債	1,845,110
		長期借入金	1,750,000
無形固定資産	870,378	資産除去債務	89,916
のれん	233,249	繰延税金負債	5,194
ソフトウエア	62,668	負債合計	6,856,716
ソフトウェア仮勘定	574,173	（純資産の部）	
その他	286	株主資本	16,563,410
		資本金	8,840,544
投資その他の資産	1,901,314	資本剰余金	8,830,544
敷金及び保証金	302,630	利益剰余金	△1,107,678
投資有価証券	1,177,534	その他の包括利益累計額	141,312
関係会社株式	55,457	その他有価証券評価差額金	4,303
繰延税金資産	263,498	為替換算調整勘定	137,009
その他	102,193	少数株主持分	96,917
		純資産合計	16,801,640
資産合計	23,658,356	負債・純資産合計	23,658,356

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年５月１日から
平成27年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**27,534,936**
売上原価		**18,543,956**
売上総利益		**8,990,980**
販売費及び一般管理費		**8,574,653**
営業利益		**416,326**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,187	
補助金収入	24,756	
経営指導料	9,600	
消費税等免除益	11,912	
その他	5,272	53,727
営業外費用		
支払利息	26,791	
株式交付費	56,963	
為替差損	122,042	
持分法による投資損失	25,753	
その他	4,241	235,791
経常利益		**234,262**
特別利益		
事業譲渡益	120,000	120,000
特別損失		
早期退職関連費用	101,360	101,360
税金等調整前当期純利益		**252,902**
法人税、住民税及び事業税	386,237	
法人税等調整額	△329,490	56,746
少数株主損益調整前当期純利益		**196,155**
少数株主利益		4,931
当期純利益		**191,224**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年５月１日から
平成27年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成26年5月1日残高	2,316,456	2,306,456	△1,297,901	3,325,011
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	6,524,088	6,524,088	－	13,048,176
当期純利益	－	－	191,224	191,224
連結範囲の変動	－	－	△1,000	△1,000
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	6,524,088	6,524,088	190,223	13,238,399
平成27年4月30日残高	8,840,544	8,830,544	△1,107,678	16,563,410

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成26年5月1日残高	3,755	75,759	79,514	92,954	3,497,481
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	－	－	－	－	13,048,176
当期純利益	－	－	－	－	191,224
連結範囲の変動	－	－	－	－	△1,000
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	547	61,249	61,797	3,962	65,759
連結会計年度中の変動額合計	547	61,249	61,797	3,962	13,304,158
平成27年4月30日残高	4,303	137,009	141,312	96,917	16,801,640

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年４月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**19,218,131**	**流動負債**	**5,175,009**
現金及び預金	15,816,718	買掛金	1,162,187
売掛金	2,388,113	短期借入金	1,500,000
前払費用	60,265	一年内返済予定の長期借入金	1,000,000
関係会社短期貸付金	795,098	未払金	956,778
立替金	47,346	未払費用	26,459
繰延税金資産	43,845	未払法人税等	301,420
その他	66,743	未払消費税等	193,911
固定資産	**3,993,375**	預り金	27,604
有形固定資産	**141,125**	その他	6,646
建物	99,983	**固定負債**	**1,801,097**
工具、器具及び備品	41,141	長期借入金	1,750,000
無形固定資産	**633,673**	資産除去債務	51,097
ソフトウエア	30,326	**負債合計**	**6,976,106**
ソフトウエア仮勘定	603,060	(純資産の部)	
その他	286	**株主資本**	**16,232,365**
投資その他の資産	**3,218,576**	**資本金**	**8,840,544**
敷金及び保証金	179,552	**資本剰余金**	**8,830,544**
投資有価証券	934,813	資本準備金	8,830,544
関係会社株式	1,733,227	**利益剰余金**	**△1,438,723**
繰延税金資産	268,789	その他利益剰余金	△1,438,723
その他	102,193	繰越利益剰余金	△1,438,723
		評価・換算差額等	**3,035**
		その他有価証券評価差額金	3,035
		純資産合計	**16,235,400**
資産合計	**23,211,507**	**負債・純資産合計**	**23,211,507**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年５月１日から
平成27年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		27,513,192
売上原価		19,046,320
売上総利益		8,466,872
販売費及び一般管理費		8,476,387
営業損失		9,515
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,825	
経営指導料	38,400	
その他	323	46,549
営業外費用		
支払利息	26,500	
株式交付費	56,963	
為替差損	106,070	189,534
経常損失		152,500
特別利益		
事業譲渡益	120,000	120,000
特別損失		
早期退職関連費用	101,360	101,360
税引前当期純損失		133,861
法人税、住民税及び事業税	281,801	
法人税等調整額	△325,407	△43,605
当期純損失		90,255

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年５月１日から
平成27年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
平成26年５月１日残高	2,316,456	2,306,456	2,306,456	△1,348,467	△1,348,467	3,274,445
事業年度中の変動額						
新株の発行	6,524,088	6,524,088	6,524,088	－	－	13,048,176
当期純損失	－	－	－	△90,255	△90,255	△90,255
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	6,524,088	6,524,088	6,524,088	△90,255	△90,255	12,957,920
平成27年４月30日残高	8,840,544	8,830,544	8,830,544	△1,438,723	△1,438,723	16,232,365

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年５月１日残高	3,073	3,073	3,277,518
事業年度中の変動額			
新株の発行	－	－	13,048,176
当期純損失	－	－	△90,255
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△37	△37	△37
事業年度中の変動額合計	△37	△37	12,957,882
平成27年４月30日残高	3,035	3,035	16,235,400

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月２４日

株式会社ｇｕｍｉ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　百　井　俊　次　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　南　伸　明　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社gumiの平成２６年５月１日から平成２７年４月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社gumi及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月２４日

株式会社ｇｕｍｉ

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　百　井　俊　次　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　南　伸　明　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社gumiの平成26年５月１日から平成27年４月30日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

平成26年５月１日から平成27年４月30日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

該当ありません。

平成27年６月26日

株式会社ｇｕｍｉ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　梅　田　裕　一　㊞

監査役（社外監査役）　池　川　穣　治　㊞

監査役（社外監査役）　鈴　木　　学　㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第20条（任期）につき所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（任期） 第20条　取締役の任期はその選任後２年内に終了する最終の事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	（任期） 第20条　取締役の任期はその選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）

第２号議案　取締役６名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、取締役全員（４名）は任期満了となります。つきましては、第１号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役２名を増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	くにみつ　ひろなお 国光宏尚 （昭和49年１月28日）	平成16年５月　株式会社アットムービー入社 平成16年５月　同社　取締役 平成19年６月　当社設立　代表取締役社長（現任） （重要な兼職） 株式会社エイリム　取締役 gumi Korea, Inc.　代表理事 gumi Asia Pte. Ltd.　Director gumi Europe SAS　President gumi Canada, Inc.　Director gumi Sweden AB　Director gumi Germany GmbH　Director 株式会社veacon　代表取締役社長	2,924,500株
2	かわもとひろゆき 川本寛之 （昭和54年３月23日）	平成14年４月　日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 平成20年４月　新規事業投資株式会社（現DBJキャピタル株式会社）出向 平成23年８月　当社入社　執行役員兼経営企画部長 平成23年11月　当社取締役（現任） （重要な兼職） 株式会社Fenris　代表取締役社長 株式会社エイリム　取締役 gumi America, Inc.　Director 株式会社gumi ventures　代表取締役社長	40,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	三川 剛（さんかわ たけし） （昭和42年９月22日）	平成３年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成10年６月　株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 平成12年６月　株式会社ドリームインキュベータ入社 平成15年６月　アドバンテッジ・パートナーズ合同会社入社 平成18年６月　株式会社アファリス設立　代表取締役社長 平成24年４月　当社入社　当社執行役員兼事業戦略室長 平成24年12月　当社取締役（現任） （重要な兼職） 台灣谷米數位科技有限公司　董事長	9,500株
4	山口 真（やまぐち まこと） （昭和37年10月６日）	昭和60年３月　株式会社フジテレビジョン入社 平成22年６月　同社　クリエイティブ事業局クリエイティブ事業推進部長 平成24年６月　同社　編成制作局編成担当局 平成26年６月　同社　コンテンツ事業局長（現任） 平成26年７月　当社　社外取締役（現任）	―
5	田中敦史（たなか あつし） （昭和49年７月３日）	平成９年５月　ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 平成12年４月　イー・アクセス株式会社（※）入社 平成15年２月　同社　財務本部　財務部長 平成19年５月　イー・モバイル株式会社（※）　常務執行役員兼CFO 平成23年６月　イー・アクセス株式会社（※）　常務執行役員兼経営企画　本部長 平成24年６月　株式会社JTOWER設立　代表取締役社長（現任）	―
6	庄司顕仁（しょうじ あきひと） （昭和51年１月19日）	平成12年４月　株式会社スクアーツ（現株式会社スクウェア・エニックス）入社 平成13年４月　株式会社スクウェア（現株式会社スクウェア・エニックス）　品質管理部長 平成16年４月　同社　事業開発部　シニアマネージャー 平成18年５月　株式会社スタイルウォーカー設立（現株式会社タイトー）　代表取締役社長 平成21年５月　株式会社タイトー　ON!AIR事業本部　メディアコンテンツグループ長 平成21年10月　同社　ON!AIR事業本部長 平成23年４月　同社　取締役　ON!AIR事業本部長 平成24年４月　同社　取締役　ON!AIR事業本部長兼AG事業本部長 平成26年１月　ディライトワークス株式会社設立　代表取締役社長（現任）	―

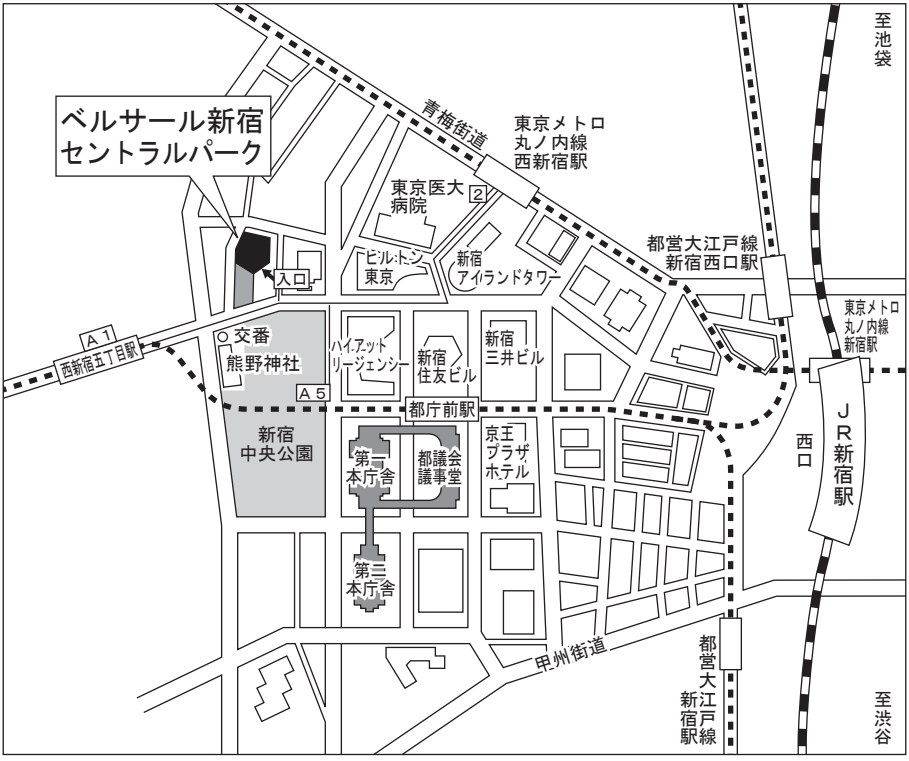
（注）１．田中敦史氏及び庄司顕仁氏は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者の「所有する当社の株式の数」は、平成27年４月30日現在のものであります。
３．庄司顕仁氏は、ディライトワークス株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社とモバイルオンラインゲームに関する事業において競業関係にあります。また、同社とはコンテンツ開発に関する取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
４．山口真氏、田中敦史氏及び、庄司顕仁氏は社外取締役候補者であります。なお、山口真氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年となります。
５．山口真氏、田中敦史氏及び庄司顕仁氏を社外取締役候補者とする理由は以下の通りです。
(1)山口真氏は株式会社フジテレビジョンのコンテンツ事業局長としての経験等、コンテンツ業界に精通しており、平成26年７月31日に当社の社外取締役として就任され、公正かつ客観的な立場にたって適切な意見をいただきました。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
(2)田中敦史氏は、イー・アクセス株式会社において執行役員などの要職を務められる中で培った企業経営に関する豊富な知識から、当社の企業統治に貢献されるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
(3)庄司顕仁氏は、株式会社タイトーにおいて取締役などの要職を務められる中で培った企業経営に関する豊富な知識から、当社の企業統治に貢献されるものと判断し、社外取締役候補とするものであります。
６．当社は、山口真氏との間で会社法427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認され場合は、当該契約を継続する予定であります。また、田中敦史氏及び庄司顕仁氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。
７．山口真氏及び田中敦史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。

※ イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社は合併等により、現在はソフトバンクモバイル株式会社となっております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目13番１号
住友不動産新宿セントラルパークビル１階
ベルサール新宿セントラルパーク　イベントホール



交通　・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」　「Ａ５出口」より徒歩４分
・都営地下鉄大江戸線「西新宿五丁目駅」　「Ａ１出口」より徒歩５分
・東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」　「２番出口」より徒歩７分
・ＪＲ各線、地下鉄、私鉄各線「新宿駅」　「西口」より徒歩１３分

〇駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。